

○平成29年度京都府食品衛生監視指導計画（案）に対する意見と府の考え方

項目	意見	府の考え方
平成29年度重点的取組	<p>京都府内の食品加工・製造事業者の多くが中小・零細規模であることが実状であり、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめ」で整理された今後の課題も踏まえ、事業者に対する丁寧な支援事業等が必要。H A C C Pシステムを普及推進する上では、「きょうと信頼食品登録制度」を踏まえた取組が必要である。</p> <p>また、H A C C Pシステムについて理解が広がっていない中で、事業者・消費者・専門家等による意見交換会等を開催し、理解促進や啓発・広報などの機会も必要である。</p>	<p>H A C C P導入の基本は自主衛生管理であることから、既存の制度も活用し、中小規模の事業者に対して、丁寧かつ具体的にH A C C Pの普及啓発を進めることとします。</p> <p>また、事業者に対する取組だけでなく、H A C C P導入について消費者の理解を深めていくよう周知・啓発に取り組むこととします。</p>
	<p>国のH A C C P義務化の動きも踏まえ、H A C C P方式の導入に向けた準備を進めていくことは必要。しかし、中小零細事業者も含め全ての事業者に義務付けるのは容易なことではない。</p> <p>今回の計画では、全般的に事業者による自主的管理を中心に据えているが、事業者が必要とする具体的な援助なしにはH A C C P方式の導入は先に進まないと思う。従って、今年度対象とする事業者の規模や対象業種を絞り込み、導入事業者数を数年単位の見直しを持って、計画的に進めていくことが必要。</p> <p>H A C C P方式そのものについての理解や認識が、事業者の中でも、消費者・市民の中でも十分とは言えない。従って、事業者の取組みを促すためにも、消費者・市民の中でのH A C C P方式への理解や認識を広げ、H A C C P方式導入が事業者の評価につながるようにしていくことが必要。</p>	
	<p>廃棄食品の再利用事件については、当該業者に対する監視指導が不十分であり、行政の対応として問題があると思われる。このような事件が再発しないように、自主回収品の取扱いについて事業者に対する監視指導を強化して欲しい。</p>	
実施体制	<p>H A C C P、G A Pなど食品・農作物の安全確保のための国際基準への整備や準備期間が設けられた。新しい表示制度のスタートなど2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた食の安全確保、仕組み作りが急速に進んでいる。</p> <p>他方、食の安心・安全に係る様々な問題が毎年のように発生しており、消費者の食に関する不安、不信は依然高いものがある。府民の健康を守るための食品安全行政は一層重要になっており、予防対策を含めた京都府の食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を弱めることなく一層充実強化するよう要望する。</p> <p>先日週刊誌に「府内事業者が中国産米を国産と偽って流通させた。」との記事があった。消費者にとって大変気がかりな報道である。真偽の程はまだ明らかになっていないが、本計画の「違反発見時には速やかな対応」という点では、まさに試される事案だと認識する。</p> <p>関連部署との連携をはじめ、しっかりと総括し今後活かしていきたい。</p>	<p>引き続き、関係部局との情報交換を密に行い、総合的な食の安心・安全施策の推進に連携して取り組むこととします。</p>

項 目	意 見	府 の 考 え 方
情報及び意見の交換・リスクコミュニケーション	<p>食品衛生・食の安全確保を進めて行くためには、事業者・消費者との連携は欠かせない。その1つとして事業者・消費者・行政等の関係者に専門家も加わり情報を共有し、相互理解と信頼を深めるためにリスクコミュニケーションの推進は大変重要である。</p> <p>「食品表示制度」、「食品中の放射性物質の検査」、「B S E 検査」など、食の安心・安全の確保に関わって従来の制度・仕組みの見直しが進められている中、引き続き消費者団体等との連携した取組を強めていただくよう要望する。</p> <p>有効性表示の拡大により、食に関する様々な情報が溢れている。その中には「危険を煽ったり」「効能を強調しすぎるもの」も多々見受けられる。</p> <p>また、食品の放射能汚染や遺伝子組み換え原料を使用した食品に対する消費者の不安は根強いものがある。このような中で食の安全安心に関する情報を関係者が共有し、相互理解を深めるリスクコミュニケーションはますます重要になっている。</p>	<p>様々なご意見を取り入れながら、ニーズにあったリスクコミュニケーションの開催方法について検討していくこととします。</p>
食品等の検査計画	<p>健康牛のB S E 検査の廃止が検討されているが、科学的な知見に基づく検討の結果として理解することができる。廃止に伴って、これまでのB S E 対策として実施してきた飼料規制や特定危険部位除去等の対策が後退することがないように要望する。今後も引き続き調査・研究や情報収集を進めることは必要と考える。</p> <p>食品に含まれる放射性物質に対する不安はこれまでの迅速な検査結果の公表やリスクコミュニケーションなどの結果、一定落ち着いてきているが、今なお不安を感じている消費者がいる。安全確保と不安解消のため放射性物質の検査の継続と迅速な公表を引き続き要望する。</p> <p>また、国では食品中の放射性物質等の検査について見直しが検討されており、見直しに当たっては消費者に対する身近で丁寧なリスクコミュニケーションの実施を要望する。</p> <p>食物アレルギーを抱える人にとってはアレルギー物質の混入や適正表示については大きな不安がある。検査対象品目の拡大や輸入食品増加に伴う輸入食品の検査についても実施してほしい。</p> <p>検査について、より効果的・経済的・正確な業務体制について検討されたい。</p>	<p>引き続きと畜検査におけるB S E 対策を徹底します。</p> <p>府内に流通する食品の流通量や過去の違反実態等を考慮しながら、昨年度の検査計画を踏襲のうえ見直しています。</p> <p>引き続き、これらの検査は継続・拡充して実施することとし、定期的に検査結果を公表していきます。</p> <p>効果的な検査のあり方について、引き続き検討します。</p>